

第158期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2022年6月29日（水曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所：東京コンファレンスセンター品川5階 大ホール
東京都港区港南一丁目9番36号

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名
選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する
報酬額及び内容決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対す
る譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式
報酬制度に基づく報酬等の額及び内容決定の件

株主総会にご来場の株主様へのお土産の
ご用意はございません。
ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する お願い

本年の株主総会においては、会場における感染
リスクを最小化するため、報告事項及び決議事
項の詳細な説明は省略させていただくなど所要
時間を短縮させていただきます。

また、ソーシャルディスタンス確保のため、座
席数を限らせていただいております。当日ご来場
いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
ぜひ郵送又はインターネットにより事前に議決
権を行使いただき、ご来場はお控えいただくよ
う強くお願い申し上げます。

株式会社 **ニコン**

証券コード：7731



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

第158期定時株主総会を2022年6月29日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2022年6月

代表取締役 兼 社長執行役員

馬立 稔和

目次

■ 招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	7
■ 事業報告	37
■ 連結計算書類	58
■ 計算書類	60
■ 監査報告書	62
■ （ご参考）	68

株主総会会場ご案内図

証券コード 7731
2022年6月8日

株主各位

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社 **ニコン**

代表取締役 兼 社長執行役員 馬立 稔和

第158期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第158期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

郵送又はインターネットによる議決権のご行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに行使してくださいませようようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日	時	2022年6月29日（水曜日） 午前10時
2. 場	所	東京都港区港南一丁目9番36号 東京コンファレンスセンター品川5階 大ホール
3. 目的事項		報告事項 1. 第158期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第158期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する報酬額及び内容決定の件 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づく報酬等の額及び内容決定の件

〈株主様へのお願い〉

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。
- ソーシャルディスタンス確保のため、座席数を限らせていただいております、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- ご入場に際し、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ご入場に際し、検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。

- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - 本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して株主の皆様を提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、監査等委員会及び会計監査人は、当社ウェブサイトに掲載した上記書類を含めた監査対象書類を監査しております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、極力事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

また、事前に議決権をご行使いただく場合も、議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じますので、できるだけ、インターネットにより議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。



株主総会への当日ご出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。なお、代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主の方1名とし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。



インターネットによる議決権行使の場合

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後5時**までにご行使ください。

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

機関投資家の
皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権をご行使される場合は、パソコンやスマートフォン等から当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ賛否をご入力ください。
(ただし、午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法

スマートフォン等で議決権行使書に記載したQRコードを読み取る方法による議決権行使は、最初の1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

1 QRコードを読み取る

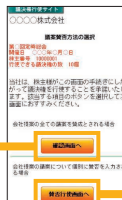
議決権行使書副票(右側)



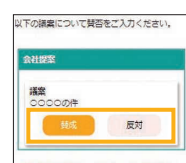
「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



3 各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって
行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト「<https://evote.tr.muftg.jp/>」を入力いただくか、
右記のQRコードを読み取って議決権行使サイトにアクセスしてください。

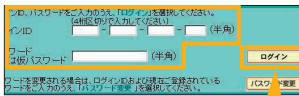


1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



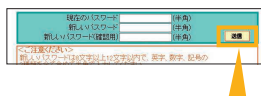
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書 用紙の副票(右側)に 記載された「ログイン ID」および「仮パスワ ード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」 と「新しいパスワード (確認用)」の両方 に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

ヘルプデスク
(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりとさせていただきますようお願い申し上げます。

期末配当に関する事項

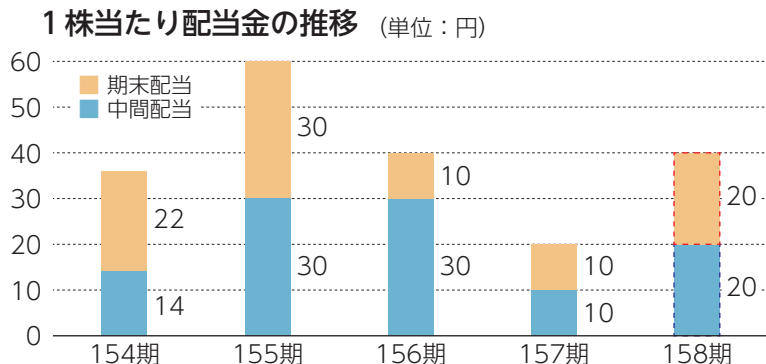
当社の利益配分は持続的成長に向けた投資（戦略投資、R&D、設備投資）を強化するとともに、株主重視の観点から安定的な配当を行うことを基本とし、同時に柔軟な株主還元政策により中長期的な視点に基づく最適な資本配分を実現する方針としております。

この方針に基づき、期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 20円
配当総額 7,357,015,500円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

なお、当期年間配当金は中間配当金と合わせて当社普通株式1株につき金40円となります。

【ご参考】第154期(2018年3月期)以降の各事業年度における1株当たり配当金の推移は、以下のとおりです。



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、株主総会を場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)とすることができる旨を定款で定めることが認められるようになりました。当社におきましても、バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすく、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資することから、株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために定款第13条第2項を設けるものであります。

なお、当社は本議案の上程にあたり、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第66条第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 当社は、現在、取締役会長を置いていないところ、取締役会長に関する定款上の規定は任意規定であることも踏まえ、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 <条文省略> (招集)</p> <p>第13条 <条文省略> <新 設></p> <p>第14条～第15条 <条文省略> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新 設></p> <p>第17条～第22条 <条文省略> (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名を置くことができる。</p> <p>2. 代表取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。</p> <p>3. 代表取締役は、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</p> <p>第24条～第34条 <条文省略></p>	<p>第1条～第12条 <現行通り> (招集)</p> <p>第13条 <現行通り></p> <p>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第14条～第15条 <現行通り> <削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第22条 <現行通り> (代表取締役) <削 除></p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</p> <p>第24条～第34条 <現行通り></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任減免に関する経過措置)</p> <p>当社は、2016年6月開催の第152期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任減免に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、2016年6月開催の第152期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）6名の選任をお願い申し上げます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く）の選任について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	委員会担当状況	取締役会出席状況
1	再任 <small>うしだ かずお</small> 牛田 一雄	指名審議委員会 報酬審議委員会	100% (18回中18回)
2	再任 <small>うまたて としかず</small> 馬立 稔和	報酬審議委員会	100% (18回中18回)
3	再任 <small>おだじ またくみ</small> 小田 島匠		100% (18回中18回)
4	再任 <small>とくなり むねあき</small> 徳成 旨亮		100% (18回中18回)
5	再任 <small>むらやま しげ</small> 村山 滋 <small>社外取締役候補者 独立役員候補者</small>	指名審議委員会	100% (18回中18回)
6	新任 <small>たつおか つねよし</small> 立岡 恒良 <small>社外取締役候補者 独立役員候補者</small>		— —

候補者番号 1

うしだ かずお
牛田 一雄

生年月日

1953年1月25日 (69歳)

所有する当社株式の数

現に所有する普通株式

42,899株

潜在的に所有する普通株式

169,300株

取締役在任年数

17年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 当社入社
 2003年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長
 2005年 6月 当社常務取締役 兼 上席執行役員 精機カンパニープレジデント
 2007年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 精機カンパニープレジデント
 2009年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 知的財産本部担当役員、
 精機カンパニープレジデント
 2013年 6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 知的財産本部担当役員、
 精機カンパニープレジデント、経営企画本部副担当役員
 2014年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
 メディカル事業推進本部管掌、新事業開発本部管掌
 2015年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
 経営戦略本部管掌、メディカル事業推進本部管掌、
 新事業開発本部管掌
 2016年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
 新事業開発本部担当
 2017年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
 新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当
 2018年 6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員
 新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当
 2019年 4月 当社代表取締役会長
 2020年 4月 当社取締役会長
 2021年 6月 当社取締役 取締役会議長 (現在に至る)
 [重要な兼職の状況]
 トーヨーカネツ株式会社社外取締役 (監査等委員)
 JSR株式会社社外取締役 (2022年6月就任予定)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

牛田一雄氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・カンパニープレジデントを歴任しました。最先端の半導体装置市場のグローバルな競争環境において培った事業経営の経験を活かし、社長として構造改革を主導するなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

うまたて としかず

馬立 稔和



生年月日

1956年3月1日 (66歳)

所有する当社株式の数

現に所有する普通株式

28,365株

潜在的に所有する普通株式

214,700株

取締役在任年数

3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社入社
- 2005年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長
- 2009年 6月 当社執行役員 精機カンパニー副プレジデント 兼 営業本部長
- 2012年 6月 当社常務執行役員 精機カンパニー副プレジデント
兼 半導体露光装置事業部長
- 2014年 6月 当社常務執行役員 半導体装置事業部長
- 2018年 4月 当社常務執行役員 半導体装置事業部長、技術戦略担当、
コンポーネント事業推進室担当
- 2019年 4月 当社社長執行役員 新事業開発本部担当、研究開発本部担当、
コンポーネント事業推進室担当
- 2019年 6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
新事業開発本部担当、研究開発本部担当、
コンポーネント事業推進室担当
- 2019年 7月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
研究開発本部担当、次世代プロジェクト本部担当、
コンポーネント事業推進室担当
- 2019年10月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 兼 CEO
研究開発本部担当、次世代プロジェクト本部担当、
コンポーネント事業室担当
- 2020年 4月 当社代表取締役 兼 社長執行役員
CEO、研究開発本部担当、デザインセンター担当、
デジタルソリューションズ事業部担当
- 2021年 4月 当社代表取締役 兼 社長執行役員
CEO、CTO、デザインセンター担当、研究開発本部担当
- 2021年10月 当社代表取締役 兼 社長執行役員
CEO、CTO、デザインセンター担当、映像ソリューション推進
室担当、先進技術開発本部担当 (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

馬立稔和氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・半導体装置事業部長等を歴任しました。グローバルな経営環境の変化及び当社のコア・コンピタンスを把握し、社長として経営を主導するなど、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

おだじま たくみ

小田島 匠



生年月日

1958年12月5日 (63歳)

所有する当社株式の数

現に所有する普通株式

14,100株

潜在的に所有する普通株式

97,900株

取締役在任年数

5年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2012年 6月 当社執行役員 精機カンパニー企画本部長
 2014年 6月 当社執行役員 経営戦略本部
 2016年12月 当社執行役員 経営戦略本部 兼 人事・総務本部副本部長
 2017年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長
 2018年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長、
 リスク管理担当
 2020年 4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 人事・総務本部長、
 リスク管理担当、経営監査部担当、
 情報セキュリティ推進部担当、知的財産本部担当
 2021年 4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 CAO、CRO、
 経営管理本部長、情報セキュリティ推進部担当、
 法務・知的財産本部担当 (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

小田島匠氏は、インストルメンツ事業の営業部門・事業企画部門に携わった後、経営企画部ゼネラルマネジャー、精機カンパニー企画本部長、人事・総務本部長などを歴任しました。重要施策推進の責任者としての豊富な経験を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

とくなり むねあき
徳成 旨亮



生年月日

1960年3月6日 (62歳)

所有する当社株式の数

現に所有する普通株式
6,700株
潜在的に所有する普通株式
56,600株

取締役在任年数

2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社
2005年10月 同行フロンティア戦略企画部長
2007年 4月 同行役員付部長 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
財務企画部長
2009年 6月 同行執行役員 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
財務企画部長
2010年 6月 同行執行役員 経営企画部長
2011年 6月 同行常務執行役員 経営企画部長
2012年 6月 同行常務取締役 経営企画部・フロンティア戦略企画部・人事部・
社員相談室担当
2013年 6月 同行専務取締役 経営企画部・フロンティア戦略企画部・人事部・
社員相談室担当
2014年 6月 同行専務取締役 経営企画部・フロンティア戦略企画部担当
2015年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役執行役常務
グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱
UFJ銀行) 常務取締役CFO
2016年 5月 同社取締役執行役専務グループCFO 兼 株式会社三菱東京UFJ銀
行専務取締役CFO
2018年 6月 同社執行役専務グループCFO 兼 株式会社三菱UFJ銀行専務取締
役CFO
2020年 4月 当社専務執行役員 CFO、財務・経理本部担当
2020年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 CFO、財務・経理本部担当
2021年 4月 当社取締役 兼 専務執行役員 CFO、経営監査部担当、
サステナビリティ戦略部担当、財務・経理本部担当、
ITソリューション本部担当 (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

徳成旨亮氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社や株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおける企画部門の責任者やCFO、株式会社三菱UFJ銀行のCFOを歴任するなど、信託銀行及び商業銀行での豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を取締役候補者としております。

候補者番号 5

むらやま しげる

村山 滋

社外取締役候補者
独立役員候補者

生年月日

1950年2月27日（72歳）

所有する当社株式の数

現に所有する普通株式
500株
潜在的に所有する普通株式
0株

社外取締役在任年数

2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月 川崎重工業株式会社入社
 2005年 4月 同社執行役員
 2008年 4月 同社常務執行役員
 2010年 6月 同社代表取締役常務
 2013年 6月 同社代表取締役社長
 2016年 6月 同社代表取締役会長
 2017年 6月 同社取締役会長
 2020年 6月 同社特別顧問（現在に至る）
 2020年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

川崎重工業株式会社特別顧問

当社との特別な利害関係

当社は、過去3年間において、村山滋氏が特別顧問である川崎重工業株式会社との間で外注取引関係がありました。なお、過去3年間における当社との取引額は、当社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準（24頁ご参照）を満たしております。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村山滋氏は、川崎重工業株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくことも期待しております。

候補者番号 6

たつおか つねよし

立岡 恒良

社外取締役候補者

独立役員候補者



生年月日

1958年1月29日 (64歳)

所有する当社株式の数

現に所有する普通株式

2,000株

潜在的に所有する普通株式

0株

社外取締役在任年数

0年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 通商産業省（現 経済産業省） 入省

2010年 1月 内閣官房内閣審議官

2011年 8月 経済産業省大臣官房長

2013年 6月 経済産業事務次官

2015年 7月 退官

[重要な兼職の状況]

旭化成株式会社 社外取締役

三菱商事株式会社 社外取締役

当社との特別な利害関係

特になし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

立岡恒良氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、経済産業省において要職を歴任し、産業政策、経済政策に関する卓越した見識を有していることから大局的な見地より当社の経営全般に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準（24頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくことも期待しております。

- (注) 1. 村山滋氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
2. 立岡恒良氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社と村山滋氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社と牛田一雄、立岡恒良の両氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 牛田一雄、馬立稔和、小田島匠、徳成旨亮、村山滋の各氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、立岡恒良氏は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
6. 潜在的に所有する普通株式は、株式報酬型ストックオプション制度で付与された新株予約権に相当する、今後交付予定の株式数をご参考に示しているものです。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役鶴見淳、石原邦夫、蛭田史郎、山神麻子の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願い申し上げます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	委員会担当状況	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	再任 <small>つるみ</small> 鶴見 <small>あつし</small> 淳		100% (18回中18回)	100% (10回中10回)
2	再任 <small>ひるた</small> 蛭田 <small>しろう</small> 史郎 <small>社外取締役候補者 独立役員候補者</small>	報酬審議委員会	100% (18回中18回)	100% (10回中10回)
3	再任 <small>やまがみ</small> 山神 <small>あさこ</small> 麻子 <small>社外取締役候補者 独立役員候補者</small>		100% (18回中18回)	100% (10回中10回)
4	新任 <small>すみた</small> 澄田 <small>まこと</small> 誠 <small>社外取締役候補者 独立役員候補者</small>		—	—

候補者番号 1

つるみ あつし
鶴見 淳

生年月日

1959年9月29日 (62歳)

所有する当社株式の数

現に所有する普通株式
9,700株

取締役在任年数

4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
 2012年 4月 当社財務・経理本部財務部ゼネラルマネジャー
 2014年 6月 当社経営監査部長
 2018年 6月 当社取締役（監査等委員）（現在に至る）

当社との特別な利害関係

特になし

取締役候補者とした理由

鶴見淳氏は、入社以来、財務・経理関連業務に従事した後、産業機器事業の海外子会社副会長、内部監査部門の責任者を歴任しました。財務・経理に関する高い専門性を有しており、経営に対する全般的な監査の見地から監査等委員としての責務を果たすための資質を有していることから、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号 2

ひるた しろう

蛭田 史郎

社外取締役候補者
独立役員候補者



生年月日

1941年12月20日 (80歳)

所有する当社株式の数

現に所有する普通株式
3,000株

社外取締役在任年数

3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年 4月 旭化成工業株式会社 (現 旭化成株式会社) 入社
1997年 6月 同社取締役
1999年 6月 同社常務取締役
2001年 6月 同社専務取締役
2002年 6月 同社取締役副社長
2003年 4月 同社代表取締役社長
2010年 4月 同社取締役最高顧問
2010年 6月 同社最高顧問
2013年 6月 同社常任相談役
2016年 6月 同社相談役
2019年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現在に至る)

当社との特別な利害関係

特になし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

蛭田史郎氏は、旭化成株式会社の代表取締役などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与するとともに、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただくと考えております。また、当社の定める独立性判断基準 (24頁ご参照) を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただくと考えております。

候補者番号 3

やまがみ あさこ

山神 麻子

社外取締役候補者
独立役員候補者

生年月日

1970年1月1日 (52歳)

所有する当社株式の数	
現に所有する普通株式	0株

社外取締役在任年数

2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 弁護士登録 太陽法律事務所（現 ポールヘイスティングス法律事務所）入所

2005年10月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社（出向）

2006年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社

2012年 7月 名取法律事務所（現 ITN法律事務所）入所（パートナー 現在に至る）

2016年 1月 日本弁護士連合会国際室室長

2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

カゴメ株式会社社外取締役（監査等委員）

NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役

当社との特別な利害関係

特になし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山神麻子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、企業内弁護士としての勤務経験を有するほか、弁護士としてガバナンス・コンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準（24頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

候補者番号 4

すみた まこと

澄田 誠

社外取締役候補者
独立役員候補者



生年月日

1954年1月6日 (68歳)

所有する当社株式の数

現に所有する普通株式
0株

社外取締役在任年数

0年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 株式会社野村総合研究所 入社
1996年 6月 イノテック株式会社取締役
2005年 4月 同社代表取締役専務
2007年 4月 同社代表取締役社長
2011年 6月 TDK株式会社社外監査役
2013年 4月 イノテック株式会社代表取締役会長
2013年 6月 TDK株式会社社外取締役
2018年 6月 イノテック株式会社取締役会長
2018年 6月 TDK株式会社取締役会長
2021年 4月 イノテック株式会社取締役
2022年 4月 TDK株式会社取締役 (2022年6月退任予定)

[重要な兼職の状況]

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド取締役会長 (2022年6月就任予定)

当社との特別な利害関係

特になし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

澄田誠氏は、イノテック株式会社の代表取締役社長、TDK株式会社の取締役会長などの要職を歴任し、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より当社の経営全般に寄与するとともに、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準 (24頁ご参照) を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

- (注) 1. 蛭田史郎及び山神麻子の両氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して両氏を独立役員として届け出ております。なお、両氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって蛭田史郎氏は3年、山神麻子氏は2年となります。
2. 澄田誠氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社と鶴見淳、蛭田史郎、山神麻子の各氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 当社と澄田誠氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 鶴見淳、蛭田史郎、山神麻子の各氏は、現在、当社の取締役であり、当社は、各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、澄田誠氏は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補されることとなり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 社外取締役の独立性の判断基準

当社は、会社法上の社外取締役の要件に加え、以下の要件に該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- a) 候補者が、当社グループの在籍者または出身者である場合
- b) 候補者が、当社の「主要な取引先※」若しくは「主要な取引先」の業務執行者である場合
- c) 候補者が、主要株主若しくは主要株主の業務執行者である場合
- d) 候補者が、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者である場合
- e) 候補者が、当社が寄付を行っている先またはその出身者である場合
- f) 候補者の二親等以内の者が、当社グループまたは当社の「主要な取引先」の重要な業務執行者である場合

※「主要な取引先」とは、以下に該当する取引先をいうものとします。

- (1) 過去3年間の何れかの1年において以下の取引がある取引先
 - ・当社からの支払いが取引先連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
 - ・当社への支払いが当社連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
- (2) 当社より、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

(ご参考) 第158期定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

当社では、経営戦略の実現に向け、取締役に特に期待するスキルとして、企業経営・経営戦略、内部統制・ガバナンスといった知見・経験や、当社の事業特性・課題に関する知見・経験を下表のとおり選定し、指名審議委員会における審議のうえ、決定しています。これらのスキルを各取締役がバランスよく保有し、多様性の確保及び適切な員数の観点も踏まえて、取締役会全体として実効性を発揮できる構成としています。

第3号議案、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の第158期定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

役職	氏名	取締役に期待する知見・経験					
		企業経営・ 経営戦略	内部統制・ ガバナンス	法務・ リスク管理	財務・会計/ M&A	グローバル ビジネス	テクノロジー
取締役会議長	牛田 一雄	○	○				○
代表取締役	馬立 稔和	○				○	○
代表取締役	小田島 匠	○	○	○			
取締役	徳成 旨亮	○	○		○		
取締役*	村山 滋	○				○	○
取締役*	立岡 恒良		○	○		○	
取締役 常勤監査等委員	萩原 哲	○	○		○		
取締役 常勤監査等委員	鶴見 淳		○		○	○	
取締役* 監査等委員	蛭田 史郎	○	○				○
取締役* 監査等委員	山神 麻子		○	○		○	
取締役* 監査等委員	澄田 誠	○	○				○

※ 社外取締役

(注) 各取締役が保有しているスキルのうち、特に期待する知見・経験を3つまで記載しています。

また、第3号議案、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、第158期定時株主総会後の取締役会において、指名審議委員会、報酬審議委員会の構成を以下のとおり決議することを予定しております。

	委員長	委員
指名審議委員会	澄田 誠	村山 滋、立岡 恒良、牛田 一雄
報酬審議委員会	村山 滋	蛭田 史郎、牛田 一雄、馬立 稔和

(ご参考) 政策保有の方針及び政策保有株式の状況

当社の政策保有株式に関する方針は以下の通りです。

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、政策保有株式毎に、その事業戦略上の意義及び合理性、株主総利回りや関連取引収益などの保有に伴う便益・リスク、当社の資本コストその他の観点も踏まえ、取締役会において定期的に検証・評価を実施し、その結果、保有の必要性・合理性が低いものについては売却の可能性を含め、慎重に検討します。

また、政策保有株式の議決権行使については、当社及び発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するか否か等の観点より、個別議案毎に賛否を判断し、行使します。特に、発行会社の企業価値を毀損する可能性の高い場合、発行会社において重大な企業不祥事が発生している場合などには、慎重に議決権行使を判断します。

また、直近の推移は以下の通りです。

2021年3月末		2022年3月末	
銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
63	67,208	62	60,744

第5号議案、第6号議案に共通するご参考事項

当社の現行報酬制度では、監査等委員以外の取締役の報酬は、月例定額報酬及び賞与の金銭報酬並びにBIP信託を用いた業績連動型株式報酬及び株式報酬型ストックオプションの株式報酬により構成されております。

これらに関しては、2021年6月29日開催の第157期定時株主総会において、金銭報酬及び株式報酬型ストックオプションを対象とする監査等委員以外の取締役の報酬の限度額を年額6億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円以内、株式報酬型ストックオプションは1億7,000万円以内）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とすること、また、それとは別枠で、2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において、取締役（監査等委員、社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）の報酬として、3事業年度毎に合計12億円を上限としてBIP信託を用いた業績連動型株式報酬を支給することを、それぞれご承認いただいております。

今般、新たな中期経営計画を策定したことに併せ、当該中期経営計画で掲げる目標達成に向けたインセンティブに加え、中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有の促進をより一層進めることを目的として、株式報酬制度を見直すとともに、報酬枠についても、金銭報酬と株式報酬とに分離することとし、金銭報酬については「第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する報酬額及び内容決定の件」において、また、株式報酬については「第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づく報酬等の額及び内容決定の件」において、それぞれ改めてお諮りするものであります。

なお、当社は取締役会の諮問機関として、社外委員が過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める報酬審議委員会を設置しており、今回の取締役の報酬制度改定についても当該委員会で審議いたしました。その結果、報酬審議委員会は、今回の役員報酬改定の内容について、付与対象となる取締役の人数水準等に照らしても必要かつ合理的な内容となっており、企業価値向上の観点からも相当であると判断しております。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する報酬額及び内容決定の件

本議案は、先に記載しました通り、監査等委員以外の取締役に対する報酬のうち、金銭報酬についてお諮りするものであります。

1. 提案の理由及び当該報酬制度等を相当とする理由

当社の監査等委員以外の取締役の報酬額は、2021年6月29日開催の第157期定時株主総会において、金銭報酬及び株式報酬型ストックオプションを対象とする監査等委員以外の取締役の報酬の限度額を年額6億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円以内、株式報酬型ストックオプションは年額1億7,000万円以内）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とすることをご承認いただいております。

今般、前述の通り、株式報酬制度を見直すとともに、報酬枠についても、金銭報酬と株式報酬に分離することとしたため、本議案において、そのうち金銭報酬の額について改めてご承認をいただきたくお諮りする次第です。なお、金銭報酬の対象となる監査等委員以外の取締役の員数は、「第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件」が原案どおり可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告48頁に記載のとおりであり、本議案が原案どおり承認可決された場合でも、金銭報酬（月例定額報酬及び賞与）に係る内容について当該承認可決に伴う実質的な変更はありません。本議案は、当該方針において定められた個人別の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっていること、先に記載しました通り報酬審議委員会も今回の報酬制度改定の内容について企業価値向上の観点から相当であると判断していることから、取締役会としても相当であると判断しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

2. 報酬額及び内容

監査等委員以外の取締役の金銭報酬額につきましては、従前の取締役に対する報酬の支給実績、監査等委員以外の取締役の員数枠（15名以内）等諸般の事情を勘案のうえ、改めて従前と同様の年額6億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円以内）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）の範囲内で月例定額報酬その他の金銭報酬を支給することとさせていただきます、その個別の金額、支給時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づく報酬等の額及び内容決定の件

本議案は、先に記載しました通り、監査等委員以外の取締役に対する報酬のうち、株式報酬についてお諮りするものであります。

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の監査等委員以外の取締役の株式報酬は、2021年6月29日開催の第157期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に対し、年額1億7,000万円（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）を上限額として株式報酬型ストックオプションを支給することをご承認いただいております。また、これとは別枠で、2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役（社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）に対する中期経営計画に掲げる業績目標に連動したBIP信託を用いた業績連動型株式報酬として、3事業年度毎に合計12億円を上限とする信託金を拠出し、当社普通株式又は当社普通株式の時価相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を監査等委員以外の取締役に交付することをご承認いただいております。

先に記載しました通り、当社は、新たな中期経営計画を策定したことに併せ、当該中期経営計画で掲げる目標達成に向けたインセンティブに加え、中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有の促進をより一層進めることを目的として、株式報酬制度を見直すことといたしました。

具体的には、監査等委員以外の取締役（社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）の株式報酬について、現行のBIP信託を用いた業績連動型株式報酬及び株式報酬型ストックオプションに代え、譲渡制限付株式報酬制度（下記2. ご参照）及び新たな業績連動型株式報酬制度（下記3. ご参照）を新設し、第5号議案でご提案している金銭報酬とは別枠で、監査等委員以外の取締役に当社株式等を交付することをご提案するものであります。譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の交付対象となる取締役（以下「対象取締役」という）の員数は、「第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件」が原案どおり可決されますと、監査等委員以外の取締役（社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）3名となります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告48頁に記載のとおりであり、本議案が原案どおり承認可決された場合には、株式報酬（業績連動型株式報酬及び株式報酬型ストックオプション）に係る内容を35頁に記載のとおりに変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていること、各事業年度に発行又は自

己株式の処分に供される株式数の発行済株式総数（2022年3月31日時点）に占める割合は1%未満であること、「中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有の促進」を目指す点で従前の株式報酬制度と異なること、先に記載しました通り、報酬審議委員会も今回の役員報酬改定の内容について企業価値向上の観点から相当であると判断していることから、取締役会としても相当であると判断しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、BIP信託を用いた業績連動型株式報酬及び株式報酬型ストックオプション（いずれも既に付与済みのものを除く）に係る各制度は廃止いたします。

2. 譲渡制限付株式報酬制度について

(1) 概要

譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式（I）」という）を交付する報酬制度です。

(2) 報酬金額及び交付株式数の上限等

当社は、原則として毎年、取締役会決議に基づき、本議案により、対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当社による譲渡制限付株式（I）の発行又は自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、譲渡制限付株式（I）を取得します。当社が、対象取締役に対して付与する金銭報酬債権の金額については、譲渡制限付株式（I）を取得する対象取締役特に有利とならない範囲内で取締役会において決定いたしますが、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、1事業年度当たり1億円以内とします。また、対象取締役に対して交付する譲渡制限付株式（I）の数は、1事業年度当たり15万株以内とします。但し、当社株式の発行済株式数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等（以下「株式分割等」という）によって増減した場合は、当該上限は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整されます。

(3) 対象取締役が取得する当社普通株式の数の算定方法

当社は、各事業年度において、各対象取締役に交付する譲渡制限付株式（I）の交付株数は、以下の算定式により決定します。

【各事業年度に交付する譲渡制限付株式（I）の交付株数の算定式】

交付株数＝役位別基本基準金額（※1）÷ 参照価格（※2）

※1 役位別基本基準金額は、各対象取締役の役位、職務執行の内容及び責任等に応じて決定します。

※2 参照価格は、譲渡制限付株式（I）の発行又は自己株式の処分に關する取締役会にお

いて、特に有利な金額とはならない範囲で決定します。

(4) 譲渡制限及び譲渡制限解除の内容

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式（I）の交付を受けた日から取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む）及び執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む）のいずれの地位からも退任するまでの期間中（以下「譲渡制限期間（I）」という）、当社、対象取締役及び譲渡制限付株式（I）の口座を管理する金融商品取引業者の間の契約に基づき、原則として、譲渡制限付株式（I）の譲渡、担保権の設定その他の処分が禁止されます。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式（I）の交付を受けた対象取締役が、取締役会が定める期間（以下「役務提供期間（I）」という）、継続して、取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む）又は執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む）のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限付株式（I）の全部について、譲渡制限期間（I）が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

なお、対象取締役が役務提供期間（I）中に正当な理由により取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む）及び執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む）のいずれの地位からも退任した場合（死亡した場合を含む）には、役務提供期間（I）の開始日から退任までの期間を踏まえて譲渡制限を解除する株式数を合理的に調整します。

③ 無償取得

譲渡制限付株式（I）のうち、上記②に従い譲渡制限が解除されなかった残余株式については、当社が無償で取得します。

また、譲渡制限解除時まで、対象取締役が、正当な理由なく取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む）及び執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む）のいずれの地位からも退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、当該事由発生時から速やかに、譲渡制限付株式（I）の全てにつき、当社が無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間（I）中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他一定の組織再編等に関する事項が株主総会（但し、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認（以下「組織再編等に関する承認」という）された場合、当社は、譲渡制限付株式（I）の全部について、譲渡制限を解除します。但し、譲渡制限期間（I）中であっても、組織再編等に関する承認が役務提供期間（I）中に行われた場合には、役務提供期間（I）の開始日から当該承認の日までの期間を踏まえて決定する株式数について譲渡制限を解除

し、譲渡制限が解除されていない株式について無償で取得します。

3. 業績連動型株式報酬制度について

(1) 概要

今般導入を予定している新たな業績連動型株式報酬制度は、対象取締役に対して、評価対象事業年度における業績目標等の達成度等に応じて算定した数の当社株式等を交付する報酬制度です。

(2) 評価対象事業年度

業績連動型株式報酬制度の評価対象事業年度は、支給対象中期経営計画の対象期間（当初は2022年度から2025年度までの4事業年度とし、以後、当初の対象期間終了後も新たな中期経営計画が策定される毎に、前対象期間の最後の事業年度の翌事業年度から始まる、取締役会が別途定める連続した複数事業年度（以下「対象期間」という）を対象とする）における、各事業年度とします。

(3) 報酬金額の上限等

当社は、各評価対象事業年度における業績目標の達成度等に応じて、対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当社による一定の株式譲渡制限期間及び当社の無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式（Ⅱ）」という）の発行又は自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより譲渡制限付株式（Ⅱ）を取得します。なお、当該金銭報酬債権の金額については、下記(5)の算定式に基づき決定される譲渡制限付株式（Ⅱ）の交付株数に、譲渡制限付株式（Ⅱ）の発行又は自己株式の処分に關する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じた金額とします。

また、当社が業績連動型株式報酬制度に基づき対象取締役に交付する金銭報酬債権及び金銭の合計額は、下記(5)で示す各評価対象事業年度当たりの対象取締役に交付する譲渡制限付株式（Ⅱ）の数の上限11万株に、譲渡制限付株式（Ⅱ）の発行又は自己株式の処分に關する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じた金額を上限とします。

(4) 譲渡制限及び譲渡制限解除の内容

譲渡制限付株式（Ⅱ）に関する譲渡制限及び譲渡制限解除の内容については、上記2.

(4) ①乃至④を準用する（但し、上記2. (4) ②なお書き及び同④但し書きを除く）ものとします。同準用にあたっては、「譲渡制限期間（Ⅰ）」は、「譲渡制限期間（Ⅱ）」に、「譲渡制限付株式（Ⅰ）」は「譲渡制限付株式（Ⅱ）」に、「役務提供期間（Ⅰ）」は「役務提供期間（Ⅱ）」にそれぞれ読み替えるものとし、役務提供期間（Ⅱ）は各評価対象事業年度開始日から終了日までとすることを予定しております。但し、役務提供期間（Ⅱ）中の対象取締役への期中就任等のため、役務提供期間（Ⅱ）の全期間よりも役務提供期間（Ⅱ）中の在任期間が短い場合、交付する譲渡制限付株式（Ⅱ）の株式数を合理的に調整します。

また、下記(6)記載の通り、譲渡制限付株式(Ⅱ)の交付日前に退任した場合など一定の場合については、譲渡制限付株式(Ⅱ)ではなく、その時価相当額の金銭の交付が行われます。

(5) 対象取締役が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

当社は、対象期間中の各評価対象事業年度において、業績目標の達成度及び各対象取締役の役位等に応じて算出される数の譲渡制限付株式(Ⅱ)を個人別に交付します。各対象取締役に各評価対象事業年度当たり交付する譲渡制限付株式(Ⅱ)の交付株数は、以下の算定式により決定します。

【評価対象事業年度当たり交付する譲渡制限付株式(Ⅱ)の交付株数の算定式】

交付株数 = 役位別基本交付株数(※1) × 業績連動係数(※2)

※1 役位別基本交付株数は、各対象取締役の役位、職務執行の内容及び責任等に鑑み、報酬審議委員会で審議の上、取締役会において決定します。

※2 業績連動係数は、中期経営計画で掲げる財務目標(売上収益、営業利益率、ROEの達成度)に加え、戦略目標(成長ドライバー及びサービス・コンポーネントの営業利益額並びに経営基盤強化に向けた取り組み)の各評価指標について、社外取締役が委員長を務め、委員の半数以上を社外取締役が占める報酬審議委員会において達成度(0~150%)を審議し、各評価指標のウェイトを乗じた数値を合計して算出します(0~150%)。なお、上記により算出された業績連動係数については、各評価対象事業年度の経済情勢等、後発事象等の当社の特殊事情等を鑑みて、報酬審議委員会及び取締役会の決定により25ポイント以内で加点又は減点を行う場合があります。但し、この場合でも0~150%の範囲内とします。

各評価指標のウェイト及び2025年度における目標は以下の通りです。

	評価指標	ウェイト	2025年度の目標
財務 目 標	売上収益	25~30%	7,000億円
	営業利益率	25~30%	10%
	ROE(2025年度のみ)	20%	8%
戦 略 目 標	成長ドライバーの営業利益額	10~20%	310億円
	サービス・コンポーネントの営業利益額	10~20%	460億円
	経営基盤強化に向けた取り組み	10%	サステナビリティ戦略や人的資本経営等の取り組みを総合的に評価

各評価指標の内、ROEは最終事業年度の評価にのみ用います。また、2022年度から2024年度における各評価指標のウェイト及び目標値につきましては、各事業年度の開始にあたり、その時点での当社の状況等を鑑み、2025年度の目標達成に向けて適切な水準を報酬審議委員会にて審議の上、その審議結果に従い取締役会にて決定いたします。

当社が対象取締役に交付する譲渡制限付株式(Ⅱ)の数は、各評価対象事業年度当たり11万株を上限とします。但し、当社株式の発行済株式数が、株式分割等によって増減した

場合は、当該上限は、株式分割等の比率に応じて合理的に調整されます。

(6) 対象取締役に対する当社株式等の交付

当社は、各評価対象事業年度に在任する対象取締役に対して、所定の手続に従い、各評価対象事業年度終了後に、上記(5)にて計算される交付株数の譲渡制限付株式(Ⅱ)を、上記(3)記載の方法により交付します。但し、対象取締役が譲渡制限付株式(Ⅱ)の交付日前に退任した場合(死亡による場合を含む)には、上記(5)にて計算される交付株数を各評価対象事業年度開始から退任までの各評価対象事業年度期間中の在任期間に応じて案分した数の当社普通株式の時価相当額の金銭の交付を行います(死亡の場合には、当該対象取締役の株式の交付等の権利を承継する者に対して交付します)。なお、対象取締役が交付時に日本国籍を有しない非居住者である場合、上記(5)にて計算される交付株数の当社普通株式の時価相当額の金銭の交付を行います。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の執行役員(エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む)に対しても、本議案と同様の譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を支給する予定です。

(ご参考) 第5号議案、第6号議案をご承認いただいた際に変更を予定する「取締役及び執行役員個人の個人別報酬等の決定方針」

イ. 報酬の基本方針

役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定める。

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

ロ. 報酬体系及び業績連動の仕組み

- a) 業務執行取締役及び執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む。）の報酬体系は、原則として金銭報酬（月例定額報酬及び賞与）並びに株式報酬（業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）で構成される。賞与及び各株式報酬の標準支給額は、各人の月例定額報酬に、役員・職責に応じた比率を乗じた金額とし、上位の役位・職責ほど当該割合が高まる設計とする。なお、月例定額報酬を1とした場合の各報酬の比率の範囲は以下の通りとする。また、株式報酬に関しては、各事業年度毎に、株式の希薄化率が1%を超えない範囲内で支給するものとする。

賞与	業績連動型株式報酬	譲渡制限付株式報酬
0.6~0.7	0.1~0.225	0.3~0.45

<金銭報酬>

・月例定額報酬

業績に連動しない金銭報酬とし、毎月支給する。

・賞与

単年度における当社全体のROE及び営業利益、各担当部門の資本効率、収益性等の目標達成度及び定性評価並びに役員毎に設定した課題の定性評価を踏まえた報酬審議委員会による評価に基づき、役位等に応じて算出される標準支給額に対して0~200%の範囲で取締役会において決定される金銭報酬とし、原則として毎年6月に支給する。

<株式報酬>

・業績連動型株式報酬

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、別途取締役会にて決定する複数事業年度毎に設定する中期経営計画の最終事業年度の当社全体のROEに加え、中期経営計画期間中の各事業年度における当社全体の売上収益、営業利益率、戦略課題の目標達成度を踏まえた報酬審議委員会による評価に基づき、役位等に応じて算出される基準の0~150%の範囲で取締役会において決定される株式報酬とし、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象期間に含まれる各事業年度の終了後最初に到来する6月に譲渡制限付株式又はその時価相当額の金銭を交付する。当該譲渡制限付株式は、当社の

取締役及び執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む。）のいずれの地位からも退任するまでの期間中の処分が原則として禁止される。

・譲渡制限付株式報酬

株主との価値共有及び長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、原則として毎年4月に譲渡制限付株式を交付する。当該譲渡制限付株式は、当社の取締役及び執行役員（エグゼクティブ・フェローその他執行役員に準ずるものを含む。）のいずれの地位からも退任するまでの期間中の処分が原則として禁止される。交付する譲渡制限付株式の数は、取締役会の決議により役位等に応じて算出される一定額を、当社株式の時価をもって除した数を原則とする。

b) 非業務執行取締役の報酬体系は、月例定額報酬のみとし、毎月支給する。

ハ. 報酬審議委員会による報酬額・算定方法の審議を踏まえた決定

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬審議委員会が役員報酬の方針の策定、関連諸制度の審議・提言等を行い、当社業績、事業規模などに見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮する。

監査等委員以外の取締役及び執行役員の個人別の報酬については、報酬審議委員会において審議を行い、その審議結果に従って、取締役会が決定する。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

なお、報酬審議委員会は、適切な監督を実施するという観点から、取締役で構成し、委員の半数以上を社外取締役とするとともに、委員長も社外取締役とする。

二. 返還請求

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員に、職務の重大な違反もしくは社内規程の重大な違反があることが判明した場合、または、当社に許可なく同業他社等に就職等（当該同業他社等の取締役及び執行役員に就任すること及び当該同業他社等の従業員として就職すること等）をしていることが判明した場合には、当社は、当該取締役又は執行役員に対して交付及び給付した当社株式及び金銭の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の世界経済は、オミクロン株などによる新型コロナウイルス感染症の再拡大の中で、期末にかけて勃発したロシアによるウクライナ侵攻により、世界情勢は急激に不透明なものとなりました。

事業別では、映像事業においては、半導体不足等による部品調達の制約により、デジタルカメラ市場の製品供給不足が継続しました。精機事業においては、FPD関連分野は大型パネル用、中小型パネル用、いずれも設備投資は堅調に推移しました。また、半導体関連分野の設備投資は拡大基調となりました。ヘルスケア事業においては、ライフサイエンスソリューション及びアイケアソリューション分野で市況は回復しましたが、半導体等電子部品の需給ひっ迫による製品供給への影響が継続しました。コンポーネント事業においては、デジタルソリューションズ事業では、光学部品・光学コンポーネントやエンコーダ関連市場が堅調に推移し、カスタムプロダクツ事業では、EUV関連市場が好調に推移しました。

当社グループでは、2019年5月に発表した中期経営計画の下、持続的・中長期的な企業価値向上に向けて、ビジネスモデルの変革に取り組んでまいりました。

まず、映像事業のより一層の構造改革に努めるとともに、精機事業においては装置販売のみならず、サービスビジネスや周辺ビジネスの拡大にも取り組みました。また、コンポーネント事業においては光学・EUV関連コンポーネントの拡販に注力するとともに、材料加工事業ではアライアンスやM&Aを実施するなど、事業の育成に取り組みました。さらに、ガバナンス強化のため、取締役会の実効性向上に加え、リスクマネジメントの強化などにも引き続き取り組みました。

このような状況の下、当社グループの連結業績は、売上収益は5,396億12百万円、前期比883億88百万円(19.6%)の増収、営業利益は499億34百万円(前期は562億41百万円の営業損失)、親会社の所有者に帰属する当期利益は426億79百万円(前期は344億97百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失)となりました。

セグメント情報は次のとおりです。

当事業年度より、新たな報告セグメントとして「コンポーネント事業」を設定し、従来、「産業機器・その他」に含まれていたデジタルソリューションズ事業、カスタムプロダクツ事業及びガラス事業を移管しています。また、「映像事業」「精機事業」「コンポーネント事業」に関連する一部の生産子会社を「産業機器・その他」に移管しています。なお、前期比較においては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しています。

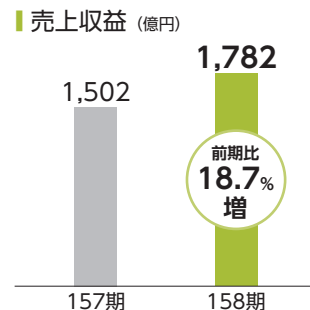
映像事業

主要な事業内容

レンズ交換式デジタルカメラ、
コンパクトデジタルカメラ、交換レンズ

2021年12月に発売したフラッグシップモデル、フルサイズミラーレスカメラ「Z 9」の販売が好調に推移するとともに、ミラーレスカメラ用交換レンズのラインナップを拡充させ、プロ・趣味層向け中高級機の拡販に努めました。

製品ミックスの改善による平均販売単価上昇効果に加え、為替の影響もあり、当事業の売上収益は1,782億34百万円、前期比18.7%増、営業利益は190億69百万円（前期は363億91百万円の営業損失）となりました。



精機事業

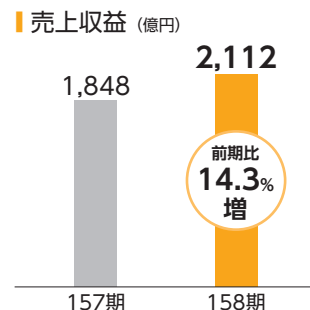
主要な事業内容

FPD露光装置、半導体露光装置

FPD露光装置分野は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う渡航制限の影響がある中でも据付作業は概ね順調に進み、中小型パネル用装置の販売台数が大幅に増加したことにより、増収増益となりました。

半導体露光装置分野は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う物流混乱による出荷延期や渡航制限の影響により新品装置の販売台数が減少しましたが、中古装置の販売台数増加及びサービスビジネスの増益により、廃棄・評価損を計上した前期と比べて、増収増益となりました。

これらの結果、当事業の売上収益は2,112億16百万円、前期比14.3%増、営業利益は277億19百万円（前期は6億43百万円の営業損失）となりました。



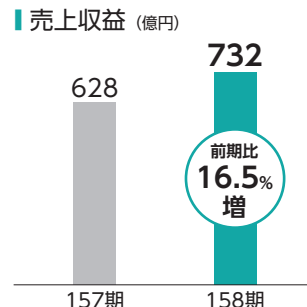
ヘルスケア事業

主要な事業内容

生物顕微鏡、細胞培養観察装置、
超広角走査型レーザー検眼鏡

ライフサイエンスソリューション及びアイケアソリューション分野は、半導体をはじめとする電子部品の需給ひっ迫による生産への影響が継続しましたが、過去最高の売上を計上し、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった前期に比べ、大幅な増収となりました。

これらの結果、当事業の売上収益は732億43百万円、前期比16.5%増、営業利益は43億85百万円（前期は30億91百万円の営業損失）と黒字化を達成しました。



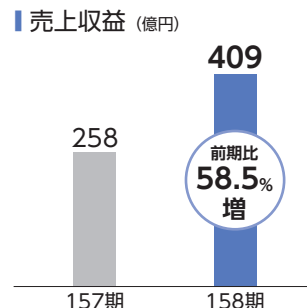
コンポーネント事業

主要な事業内容

光加工機、光学コンポーネント、特注機器、
FPDフォトマスク基板

デジタルソリューションズ事業は、光学部品・光学コンポーネントやエンコーダの販売が好調に推移し、増収増益となりました。カスタムプロダクツ事業は、EUV関連コンポーネントの販売が大きく伸び、増収増益となりました。

この結果、これらの事業を含む当事業の売上収益は408億69百万円、前期比58.5%増、営業利益は127億21百万円（前期は1億87百万円の営業利益）となりました。



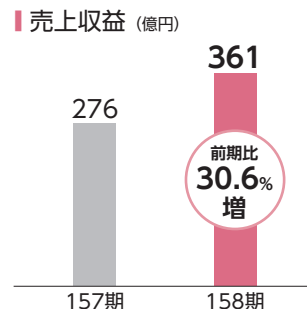
産業機器・その他

主要な事業内容

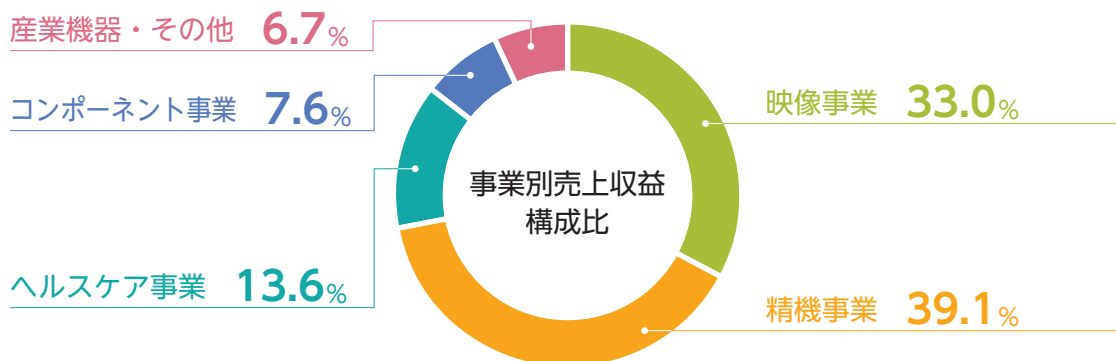
工業用顕微鏡、測定機

産業機器事業は、半導体、電子部品、EV関連市場等の活況を背景に、画像測定システムや工業用顕微鏡、X線検査装置の販売が好調に推移したことにより、増収増益となりました。

この結果、産業機器・その他の売上収益は360億50百万円、前期比30.6%増、営業利益は29億64百万円（前期は12億5百万円の営業損失）となりました。



(注) 事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでおります。



② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は421億43百万円であり、事業別の投資額は、映像事業45億64百万円、精機事業69億18百万円、ヘルスケア事業45億56百万円、コンポーネント事業66億41百万円、産業機器・その他56億20百万円であります。また、主な設備投資の内容は、映像事業におけるミラーレスカメラ関連の生産設備、精機事業における諸設備の維持・更新、及びコンポーネント事業における生産設備の増設であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度末現在の有利子負債残高は1,530億98百万円であり、前期末と比べ54億70百万円増加しております。

なお、当事業年度は増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2022年4月に発表した新しい中期経営計画において、「人と機械が共創する社会の中心企業」となることを2030年のありたい姿として設定し、その実現に向けた2025年までの全社方針として、「ソリューション提供の強化により事業安定化と収益拡大を実現し、継続的に社会的・経済的価値を創出する」ことを掲げました。

この方針実現のために、まず「主要事業」である映像事業、精機事業の収益安定化、「戦略事業」であるヘルスケア事業、コンポーネント事業等の収益拡大に取り組み、加えて、それぞれの事業における「成長ドライバー」による利益成長と「サービス・コンポーネント」ビジネスの拡大によって利益の安定化にも努めます。

また、顧客・社会にとって最適な価値を提供するために、サステナビリティ戦略、人的資本経営、顧客・従業員重視のDX戦略に注力するとともに、技術・ものづくりといった共通価値基盤でシナジー創出を進め、さらに、コーポレートガバナンスの向上によって透明性の高い経営を実現してまいります。

当社の新しい中期経営計画の詳細につきましては、以下のURLをご参照ください。
https://www.nikon.co.jp/ir/management/midtermbusiness/pdf/2022/0407j_all.pdf

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

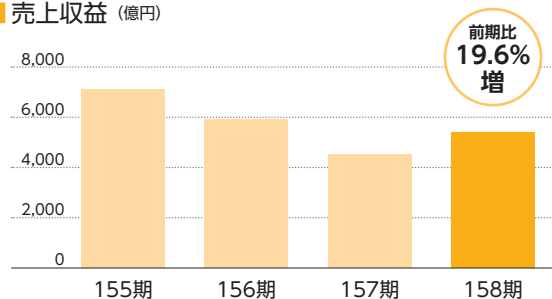
当社グループに関するものは以下のとおりです。

区 分	第155期 (2018年度)	第156期 (2019年度)	第157期 (2020年度)	第158期 (2021年度)
売 上 収 益 (百 万 円)	708,660	591,012	451,223	539,612
営 業 利 益 (百 万 円)	82,653	6,751	△56,241	49,934
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百 万 円)	66,513	7,693	△34,497	42,679
基本的1株当たり当期利益	167円86銭	19円93銭	△93円96銭	116円23銭
資 産 合 計 (百 万 円)	1,134,985	1,005,881	989,737	1,039,566
資 本 合 計 (百 万 円)	616,726	541,760	538,726	599,967

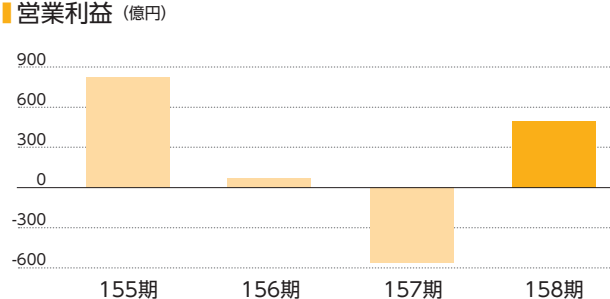
(注) 1. 上表には国際会計基準 (IFRS) に準拠した数値を記載しております。

2. 第156期よりIFRS第16号「リース」を適用し、リースと識別された契約につき、使用权資産及びリース負債を認識しております。

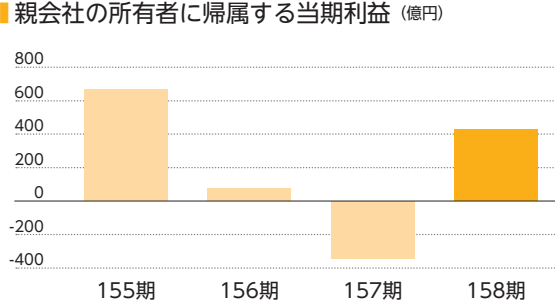
■ 売上収益 (億円)



■ 営業利益 (億円)



■ 親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)



(4) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当社に関するものは、以下のとおりです。

また、当社子会社に関するものは、次の「(5)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

事業所名	所在地
本社	東京都
大井製作所	東京都
横浜製作所	神奈川県
相模原製作所	神奈川県

事業所名	所在地
熊谷製作所	埼玉県
水戸製作所	茨城県
横須賀製作所	神奈川県

(5) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社栃木ニコン	栃木県	363百万円	100.0%	交換レンズ、各種光学レンズ等の製造
Nikon Europe B.V.	オランダ	20千ユーロ	100.0%	欧州統括、映像事業製品等の欧州における販売
株式会社ニコンイメージングジャパン	東京都	400百万円	100.0%	映像事業製品の国内における販売
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	タイ	1,260百万バーツ	100.0%	映像事業製品の製造
Nikon Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	映像事業製品の米州における販売
Nikon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	33百万シンガポールドル	100.0%	映像事業製品等のアジア・オセアニアにおける販売
Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	中国	10百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の中国における販売
株式会社栃木ニコンプレシジョン	栃木県	204百万円	100.0%	精機事業の製品及び部品の製造
Nikon Precision Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	精機事業製品の米国及び欧州における販売
Optos Plc	英国	1,524千英ポンド	100.0%	ヘルスケア事業製品の製造及び販売
株式会社仙台ニコン	宮城県	480百万円	100.0%	コンポーネント事業製品の製造等
Nikon Metrology NV	ベルギー	97百万ユーロ	* 100.0%	産業機器事業製品の欧州・米州における統括

(注) * は間接所有を含めた出資比率であることを表しております。

(6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
18,437名	1,011名減

(注) 従業員数には、パート、契約社員などは含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,174名	9名減	43.5歳	16.6年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者、パート、契約社員などは含めておりません。

(7) 当社の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	18,339
明治安田生命保険相互会社	13,000

(8) 主要な組織再編行為等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

② 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2021年4月1日付にて、当社子会社 Nikon Holdings Europe B.V. を存続会社、当社子会社 Nikon Europe B.V. を消滅会社とする吸収合併を行いました。また、同日付で Nikon Holdings Europe B.V.はその商号を Nikon Europe B.V. に変更しております。

また、2021年7月1日付にて、当社子会社 Nikon Singapore Pte. Ltd. を存続会社、当社子会社 Nikon Asia Pacific Pte. Ltd. を消滅会社とする吸収合併を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

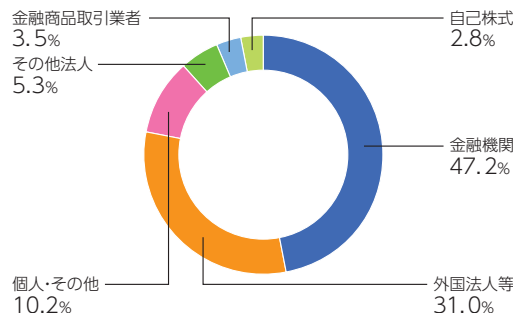
「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在) ⑥ 自己株式の取得等の件」に記載した事項以外に、該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 378,336,521株
- ③ 株主数 45,778名
- ④ 大株主

所有者別株式数分布状況



株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	74,622	20.3
明治安田生命保険相互会社	19,537	5.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	19,356	5.3
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,154	1.9
株式会社三菱UFJ銀行	7,009	1.9
株式会社常陽銀行	6,121	1.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,110	1.4
株式会社静岡銀行	4,996	1.4
日本生命保険相互会社	4,697	1.3
JP MORGAN CHASE BANK 385781	4,213	1.1

(注) 自己株式 (10,485,746株) は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

なお、当社では株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とした中期業績に連動する業績連動型株式報酬制度を導入しており、当該報酬制度に基づき2022年6月に当社取締役に対して以下のとおり当社株式を交付する予定であります。

区分	株式数	交付対象者数
監査等委員以外の取締役	65,024株	4名
監査等委員である取締役	8,330株	1名

(注)1. 表の株式数には、金銭として交付するために換価処分する株式（監査等委員以外の取締役について65,024株のうち32,724株、監査等委員である取締役について8,330株のうち4,230株）が含まれています。

2. 監査等委員である取締役に交付する株式は、当該監査等委員である取締役が監査等委員以外の取締役及び執行役員として在任した期間に係る株式報酬となります。

当該報酬制度については「(2) 会社役員の状況 ⑧ 業績連動報酬等に関する事項」及び「(2) 会社役員の状況 ⑨ 当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績」をご参照ください。

⑥ 自己株式の取得等の件

当社は、2022年4月7日付の取締役会の書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことを以下のとおり決定いたしました。

イ. 取得に係る事項の内容

- a) 取得対象株式の種類：普通株式
- b) 取得し得る株式の総数：3,600 万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 9.8%）
- c) 株式の取得価額の総額：300 億円（上限）
- d) 取得期間：2022 年5月 13 日～2023 年3月 24 日

ロ. 消却に係る事項の内容

- a) 消却する株式の種類：普通株式
- b) 消却する株式の総数：2022年3月31日時点の保有自己株数10,485,746株の内
5,000,000株、及び上記により取得した自己株式の全株式
数
- c) 消却予定日：2023年3月31日

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（取締役会議長）	牛 田 一 雄	トーヨーカネツ株式会社社外取締役監査等委員
※ 取締役（社長執行役員）	馬 立 稔 和	CEO、CTO、デザインセンター担当、映像ソリューション推進室担当、先進技術開発本部担当
※ 取締役（専務執行役員）	小 田 島 匠	CAO、CRO、経営管理本部長、情報セキュリティ推進部担当、法務・知的財産本部担当
取締役（専務執行役員）	徳 成 旨 亮	CFO、経営監査部担当、サステナビリティ戦略部担当、財務・経理本部担当、ITソリューション本部担当
取締役	根 岸 秋 男	明治安田生命保険相互会社取締役会長 株式会社三菱UFJ銀行社外取締役監査等委員
取締役	村 山 滋	川崎重工業株式会社特別顧問
取締役（常勤監査等委員）	萩 原 哲	—
取締役（常勤監査等委員）	鶴 見 淳	—
取締役（監査等委員）	石 原 邦 夫	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東急株式会社社外監査役 日本郵政株式会社社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外監査役
取締役（監査等委員）	蛭 田 史 郎	—
取締役（監査等委員）	山 神 麻 子	カゴメ株式会社社外取締役監査等委員 NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役

(注) 1. ※印は代表取締役を表します。

2. *印は2021年6月29日開催の第157期定時株主総会において新たに選任された取締役を表します。
3. 取締役のうち、根岸秋男、村山滋、石原邦夫、蛭田史郎及び山神麻子の各氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 常勤の監査等委員である取締役として、萩原哲及び鶴見淳の両氏を選定しています。両氏は、監査等委員会の活動の実効性確保のため、経営委員会、各種委員会等の重要会議に出席し、経営執行状況の的確な把握と監査に努め、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかの監査・監督に努める職務を担っております。
5. 監査等委員である取締役萩原哲及び鶴見淳の両氏は、当社の経理部門における長年の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役が兼任する各社との間で主に以下の取引関係があります。なお、各社への支払金額は、各社の連結売上高の2%未満であります。
 - ・明治安田生命保険相互会社からの資金の借り入れ
 - ・東京海上日動火災保険株式会社に対し、保険取引
7. 監査等委員である取締役本田隆晴氏は、2021年6月29日開催の第157期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任しました。

(ご参考)

2001年6月より経営の意思決定と業務執行のさらなる迅速化を図るため執行役員制度を導入しており、また、2021年4月より特定の専門分野での卓越した専門知識や経験及び顕著な功績を有するとともに、会社経営に貢献し、実績を上げている者をエグゼクティブ・フェローに任命しております。取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりであります。2022年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員及びエグゼクティブ・フェローは次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	浜 田 智 秀	BtoB 事業 (FPD装置事業、半導体装置事業、産業機器事業) 統括、FPD装置事業部長、カスタムプロダクツ事業部担当、ガラス事業室担当
常務執行役員	濱 谷 正 人	半導体装置事業部長、ヘルスケア事業部担当
常務執行役員	池 上 博 敬	映像事業部長
常務執行役員	石 塚 伸 之	CMO、生産本部長
常務執行役員	大 村 泰 弘	社長室長、光学本部担当
執 行 役 員	中 山 正	産業機器事業部長
執 行 役 員	金 原 寿 郎	FPD装置事業部副事業部長
執 行 役 員	山 口 達 也	ヘルスケア事業部長
執 行 役 員	Hamid Zarringhalam	Nikon Precision Inc. Director & Executive Vice President 兼 デジタルソリューションズ事業部副事業部長 兼 Nikon Ventures Corporation CEO
執 行 役 員	戸 口 学	FPD装置事業部開発統括部長
執 行 役 員	柴 崎 祐 一	次世代プロジェクト本部長
執 行 役 員	森 田 眞 弘	半導体装置事業部副事業部長
執 行 役 員	牧 良 浩	デジタルソリューションズ事業部長
執 行 役 員	梶 原 望	Nikon Europe B.V. Director & President
エグゼクティブ・フェロー	長 塚 淳	経営管理本部
エグゼクティブ・フェロー	村 上 直 之	映像事業部開発統括部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社執行役員等であり、被保険者がその保険料の約一割を負担しております。なお、当該役員等賠償責任保険契約においては、当社取締役及び当社執行役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、一定の免責額の定めを設け、当該金額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び執行役員の個人別報酬等の決定方針

イ. 報酬の基本方針

役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定める。

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

ロ. 報酬体系及び業績連動の仕組み

a) 業務執行取締役及び執行役員（執行役員には執行役員相当の者を含む。以下同じ。）の報酬体系は、原則として以下のもので構成され、業績連動報酬及び株式報酬のそれぞれの標準支給額は、各人の固定報酬額に、役位・職責に応じて所定の割合を乗じた金額とし、上位の役位・職責ほど当該割合が高まる設計とする。

<固定報酬>

- ・月例定額報酬

業績に連動しない金銭報酬とし、毎月支給する。

<業績連動報酬>

- ・賞与

単年度における全社のROE及び営業利益、各担当部門の資本効率、収益性等の目標達成度及び定性評価並びに役員ごとに設定した課題の定性評価に基づき、役位等に応じて算出される標準支給額に対して0～200%の範囲で決定される金銭報酬とし、原則として毎年6月に支給する。

- ・業績連動型株式報酬

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、3年毎に設定する中期経営計画で提示する最終事業年度の当社全体のROEに加え中期経営計画期間中の累積営業利益の目標達成度に基づき、役位等に応じて算出される基準の0～150%の範囲で決定される信託を用いた株式報酬とし、当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度毎に、原則として中期経営計画期間終了後最初に到来する6月に支給する。

<株式報酬>

- ・株式報酬型ストックオプション

株主との価値共有及び長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的と

して、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円を行使価額とし、原則として当社の取締役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した日から1年を経過した日以降に行使することができる新株予約権を、原則として毎年4月に付与する。付与する新株予約権の数は、取締役会の決議により役位等に応じて算出される一定額を、新株予約権1個当たりの公正価額（新株予約権を割り当てる日の株価、一定の基準により算出される株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件を踏まえてブラック・ショールズ公式に基づき算出する。）をもって除した数を原則とし、株式の希薄化率が5%を超えない範囲内で実施するものとする。

b) 非業務執行取締役の報酬体系は、固定報酬（月例定額報酬）のみとし、毎月支給する。

ハ. 報酬審議委員会による報酬額・算定方法の審議を踏まえた決定

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬審議委員会が役員報酬の方針の策定、関連諸制度の審議・提言等を行い、当社業績、事業規模などに見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮する。

監査等委員以外の取締役及び執行役員の個人別の報酬については、報酬審議委員会において審議を行い、その審議結果に従って、取締役会（固定報酬及び賞与については、取締役会から委任を受けた社長執行役員）が決定する。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

なお、報酬審議委員会は、適切な監督を実施するという観点から、取締役及び社外有識者で構成し、委員の過半数を社外取締役及び社外有識者とするとともに、委員長も社外取締役とする。

二. 返還請求

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員に、職務の重大な違反もしくは社内規程の重大な違反があることが判明した場合、または、当社に許可なく同業他社等に就職等（当該同業他社等の取締役及び執行役員に就任すること及び当該同業他社等の従業員として就職すること等）をしていることが判明した場合には、当社は、当該取締役又は執行役員に対して交付、付与及び給付した新株予約権、業績連動型株式報酬に係る権利、当社株式及び金銭の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

⑤ 取締役の報酬等の額

区 分			監査等委員 以外の取締役 (うち社外取締役)	監査等委員 である取締役 (うち社外取締役)	合計
固定報酬	月例定額報酬	支給人数	6名 (2名)	6名 (3名)	12名 (5名)
		支給額	243百万円 (30百万円)	104百万円 (45百万円)	348百万円 (75百万円)
業績連動 報酬	賞与	支給人数	3名 (-)	-	3名 (-)
		支給額	112百万円 (-)	-	112百万円 (-)
	業績連動型 株式報酬	支給人数	4名 (-)	-	4名 (-)
		支給額	18百万円 (-)	-	18百万円 (-)
株式報酬	株式報酬型 ストックオプション	支給人数	3名 (-)	-	3名 (-)
		支給額	60百万円 (-)	-	60百万円 (-)
合計		支給人数	6名 (2名)	6名 (3名)	12名 (5名)
		支給額	434百万円 (30百万円)	104百万円 (45百万円)	539百万円 (75万円)

- (注) 1. 上記のうち、固定報酬/月例定額報酬、株式報酬/株式報酬型ストックオプション及び合計に係る支給人数・支給額には、2021年6月29日開催の第157期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名（うち、社外取締役0名）及び当該取締役に係る支給額を含んでおります。
2. 上記の賞与の支給額は、報酬審議委員会の審議を経て、2022年5月20日開催の取締役会にて監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に支給することを決議した総額であります。
3. 上記の業績連動型株式報酬の支給額は、報酬審議委員会の審議を経て、2022年5月20日開催の取締役会にて監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に支給することを決議した業績連動型株式報酬のうち、当事業年度において監査等委員以外の取締役であった者に対する報酬の支給総額（但し、業績連動型株式報酬制度の対象期間のうち、当該取締役が監査等委員以外の取締役ではなかった期間に係る分を除く。）と、当該取締役に係る2021年3月期までの引当金計上額の合計額との差額であります。
4. 上記の株式報酬型ストックオプションの支給額は、監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に付与した新株予約権に関する報酬等の額の当事業年度の費用計上額であります。
5. 監査等委員以外の取締役の報酬等について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。
6. 上記のうち、監査等委員以外の取締役の個人別の固定報酬については、取締役会から委任を受けた社長執行役員馬立稔和氏が報酬審議委員会の審議結果に従って決定しております。委任をした

理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ、各人の固定報酬を決定するには、同氏が適しているかと判断したためです。

⑥ 取締役の報酬に関する基本方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、報酬審議委員会にて検討の上取締役会に答申し、2021年2月4日開催の当社取締役会において審議・検討の上決定しております。

⑦ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、監査等委員以外取締役報酬について、報酬審議委員会で個人別の報酬と基本方針との整合性について検討を行い、基本方針に沿う旨を取締役に答申しており、取締役会においても基本方針に沿うものであると判断しております。

⑧ 業績連動報酬等に関する事項

賞与の額の算定に際しては、連結ROE・連結営業利益の評価のほか、担当部門の業績や役員ごとに設定した課題の評価を行っており、また、業績連動型株式報酬の額の算定に際しては、連結ROE・連結営業利益による評価を行っております。これらの指標のうち、連結ROEは資本の効率性を測るため、また、連結営業利益は収益力を測るために用いております。

なお、2020年3月期から2022年3月期までを対象期間とする業績連動型株式報酬は、役位等に応じて毎年付与する基準ポイントの累積値に対し、以下に示す業績連動係数を乗じて算出する株式交付ポイントに基づき、1ポイント1株として決定します。

評価指標	ウェイト	基準値	業績連動幅	業績別の適用係数
2022年3月期の連結ROE	50%	8.0%	0%~150%	以下の範囲で変動します。 上限 (12.0%) : 係数150% 基準値 (8.0%) : 係数100% 下限 (6.0%) : 係数50% ※業績が6.0%未満の場合は係数が0%、 業績が12.0%以上の場合は係数が150%となります。
2020年3月期~2022年3月期の連結営業利益の合計額	50%	2,000億円	0%~150%	以下の範囲で変動します。 上限 (2,400億円) : 係数150% 基準値 (2,000億円) : 係数100% 下限 (1,800億円) : 係数50% ※業績が1,800億円未満の場合は係数が0%、 業績が2,400億円以上の場合は係数が150%となります。

⑨ 当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

・賞与に係る指標の目標及び実績

評価指標	目標値	実績値
2022年3月期の連結ROE (%)	3.0	7.5
2022年3月期の連結営業利益 (億円)	200	499

この他、担当部門の業績、役員ごとに設定した課題の定性評価を行っております。

・業績連動型株式報酬に係る指標の目標及び実績

評価指標	目標値	実績値
2022年3月期の連結ROE (%)	8.0	7.5
2020年3月期～2022年3月期の連結営業利益の合計額 (億円)	2,000	4

⑩ 非金銭報酬等の内容

当社は、非金銭報酬等として業績連動型株式報酬及び株式報酬型ストックオプションを支給しております。

業績連動型株式報酬の内容は、対象期間毎に合計12億円を上限とする信託金を役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下「役員報酬BIP信託」という。) に拠出し、当該拠出金を原資として、役員報酬BIP信託により当社株式が株式市場から取得され、3年毎に設定する中期経営計画で提示する最終事業年度の当社全体の資本効率等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で受益者要件を満たす当社の取締役 (監査等委員、社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く) 及び執行役員 (執行役員相当の者を含む。国内非居住者を除く。) への報酬として株式等を交付するものです。その交付状況は、上記「2. 会社の現況 (1) 会社の状況 ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであり、業績指標の内容等は同「(2) 会社役員の状態 ⑧ 業績連動報酬等に関する事項」及び「同 ⑨ 当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績」に記載のとおりです。

株式報酬型ストックオプションの内容については、その内容は以下に記載のとおりです。

決議年月日	2021年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)(付与时)	当社取締役 3、当社執行役員 12 当社エグゼクティブ・フェロー 2
新株予約権の数(個)	2,228 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 222,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1
新株予約権の行使期間	2021年8月21日～2051年8月20日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 808 資本組入額 404
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
新株予約権の取得条項に関する事項	当社が消滅会社となる合併等の際に、当社は無償で取得することができる。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
返還請求	法令等に違反する場合であって権利行使により当社の株式を取得している場合等には、当社の指示に従い、無償で返還する措置等を講じる。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。

2. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した場合、当社が消滅会社となる合併等をする場合等において、新株予約権割当契約書に従って権利行使をすることができる。なお、かかる地位を喪失した場合における権利行使は、当該喪失をした日から1年を経過した日を開始日として、当該開始日から10年を経過する日までの間行使することができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

⑪ 役員の報酬等に関する株主総会の決議

イ. 2016年6月29日開催の第152期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億5,000万円以内とする旨決議されております。なお、決議時の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

ロ. 2019年6月27日開催の第155期定時株主総会において、以下の内容が承認されております。

- ・監査等委員以外の取締役及び執行役員への中期業績に連動した業績連動型株式報酬制度として、連続する3事業年度を報酬等の対象期間として設定する信託に対して合計12億円を上限とする信託金を拠出し、取締役（監査等委員、社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、本制度の対象者となる取締役と合わせて「取締役等」という。）に対し交付等を行う当社株式数は3事業年度を対象とし合計73万株を上限とする（決議

時の対象となる取締役は5名、執行役員は13名)。

- ・本制度は、取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という)が交付及び給付(以下「交付等」という)される業績連動型株式報酬制度である。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役(監査等委員、社外取締役その他の非業務執行取締役及び国内非居住者を除く) ・当社の執行役員(国内非居住者を除く)
②本制度の対象となる当社株式等の数・取得方法等	
当社が拠出する金員の上限	・3事業年度を対象として、合計12億円
当社株式の取得方法	・本信託による当社株式の取得は、株式市場から取得する方法により行うため、希薄化は生じません
取締役等に交付等される当社株式等の数の上限	・3事業年度を対象として合計73万株
③業績達成条件の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画に掲げる最終事業年度の連結ROEの目標値、及び、3事業年度の連結営業利益の合計額の目標値を基準値として、それらの達成度に応じ、0%~150%の範囲で変動
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	・対象期間(3事業年度)終了後

八. 2021年6月29日開催の第157期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役の報酬について、以下の内容が承認されています。

- ・監査等委員以外の取締役の報酬額を、月額報酬その他の金銭報酬及び株式報酬型ストックオプションを対象とするものとして、年額6億5,000万円以内(うち、社外取締役分は年額5,000万円)(この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)とし、当該年額報酬枠内で、毎年度に当社の監査等委員以外の取締役(非業務執行取締役を除く)に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関し、払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件に、年額1億7,000万円(この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)を上限とする報酬を与える(決議時の員数は、監査等委員以外の取締役は6名(うち社外取締役2名を含めた非業務執行取締役3名))。
- ・監査等委員以外の取締役に割り当てる新株予約権の内容は以下のとおりとする。
 - (i) 新株予約権の総数

上記の年額の範囲内で、取締役会の決議により、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の株価、一定の基準により算出される株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件によるブラック・ショールズ公式に基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価値をもって除した数(整数未満の端数は切捨)を上限とし、かつ3,200個を超えないものとする。

- (ii) 新株予約権の払込価額
新株予約権 1 個当たりの払込価額は上記公正価額とする。
- (iii) 新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「割当株式数」という）
普通株式とし、各新株予約権 1 個当たり100株とする。
なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- (iv) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
割当日の翌日から30年以内で、取締役会において定める。
- (vi) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (vii) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記(v)の期間において、原則として、当社の取締役、執行役員及び相談役のいずれの地位をも喪失した日から 1 年を経過した日以降に新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

⑫ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

〔①取締役の状況〕(46頁)に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	取締役会	監査等委員会
根岸 秋男	取締役	18回中18回出席	—
村山 滋	取締役	18回中18回出席	—
石原 邦夫	取締役 (監査等委員)	18回中18回出席	10回中10回出席
蛭田 史郎	取締役 (監査等委員)	18回中18回出席	10回中10回出席
山神 麻子	取締役 (監査等委員)	18回中18回出席	10回中10回出席

・根岸秋男氏は、当社の経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に関し、他

社での長年の経営経験の見地から、取締役会の審議・報告内容につき積極的に発言しております。加えて、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員として当事業年度開催の指名審議委員会のすべて（6回）に出席し、また、当社の監査等委員以外の取締役及び執行役員の報酬制度、報酬額の妥当性等について審議する報酬審議委員会の委員長として、当事業年度開催の報酬審議委員会のすべて（6回）に出席し、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。

- ・村山滋氏は、当社の事業戦略等に関し、メーカーでの長年の経営経験の見地から、取締役会の審議・報告内容につき積極的に発言しております。加えて、2021年6月29日開催の第157期定時株主総会までは、当社の監査等委員以外の取締役及び執行役員の報酬制度、報酬額の妥当性等について審議する報酬審議委員会の委員として、同株主総会までに開催された報酬審議委員会すべて（1回）に出席し、同株主総会後は、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員として、同株主総会後に開催された指名審議委員会すべて（5回）に出席し、それぞれ独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
- ・石原邦夫氏は、当社の経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に関し、他社での長年の経営経験の見地から、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しております。加えて、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員長として当事業年度開催の指名審議委員会のすべて（6回）に出席し、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
- ・蛭田史郎氏は、当社の事業戦略等に関し、メーカーでの長年の経営経験の見地から、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しております。加えて、監査等委員会では委員長を務め、また、2021年6月29日開催の第157期定時株主総会までは、当社の社長執行役員・取締役の選解任基準の策定及び候補者の指名などを審議する指名審議委員会の委員として、同株主総会までに開催された報酬審議委員会すべて（1回）に出席し、同株主総会後は、当社の監査等委員以外の取締役及び執行役員の報酬制度、報酬額の妥当性等について審議する報酬審議委員会の委員として、同株主総会後開催された報酬委員会すべて（5回）に出席し、それぞれ独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
- ・山神麻子氏は、弁護士としての知識・経験等を踏まえ、取締役会及び監査等委員会の審議・報告内容につき積極的に発言しており、ガバナンス・コンプライアンスに関する点を中心に、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	117
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	195

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期までの会計監査の職務遂行状況及び当該期の報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当会計監査人の報酬は相当であると判断して会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分もできないため、上表上段の金額には、これらを合算して記載しております。

4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外子会社における経理業務標準化業務等に関する助言を依頼し、対価を支払っております。なお、上表下段の金額には当該対価を含んでおります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任します。

また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、会計監査人が適格性又は独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、取締役会は監査等委員会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

この事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

以 上

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	370,277	仕入債務及びその他の債務	65,161
売上債権及びその他の債権	90,571	社債及び借入金	37,347
棚卸資産	238,950	未払法人所得税	4,770
その他の金融資産	948	前受金	139,300
その他の流動資産	13,467	引当金	5,403
流動資産合計	714,214	その他の金融負債	27,424
非流動資産		その他の流動負債	34,516
有形固定資産	88,956	流動負債合計	313,921
使用权資産	22,310	非流動負債	
のれん及び無形資産	49,379	社債及び借入金	92,715
退職給付に係る資産	8,685	退職給付に係る負債	5,543
持分法で会計処理されている投資	10,702	引当金	5,186
その他の金融資産	93,308	繰延税金負債	3,360
繰延税金資産	51,610	その他の金融負債	16,188
その他の非流動資産	403	その他の非流動負債	2,687
非流動資産合計	325,353	非流動負債合計	125,679
資産合計	1,039,566	負債合計	439,600
		資本	
		資本金	65,476
		資本剰余金	46,483
		自己株式	△17,395
		その他の資本の構成要素	2,206
		利益剰余金	500,912
		親会社の所有者に帰属する持分	597,681
		非支配持分	2,285
		資本合計	599,967
		負債及び資本合計	1,039,566

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上収益	539,612
売上原価	△303,541
売上総利益	236,070
販売費及び一般管理費	△189,465
その他営業収益	5,322
その他営業費用	△1,994
営業利益	49,934
金融収益	9,592
金融費用	△3,643
持分法による投資利益	1,213
税引前利益	57,096
法人所得税費用	△14,843
当期利益	42,253
当期利益の帰属	
親会社の所有者	42,679
非支配持分	△426
当期利益	42,253

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	433,470	流動負債	255,972
現金及び預金	209,592	電子記録債務	7,614
受取手形	5,436	買掛金	41,082
売掛金	47,712	短期借入金	19,950
製品	45,667	1年内返済予定の長期借入金	14,000
半製品	2,690	リース債務	304
原材料	72	設備関係未払金	3,210
仕掛品	86,514	未払費用	18,447
貯蔵品	10,561	未払法人税等	1,400
関係会社短期貸付金	14,937	前受金	106,537
未収入金	9,554	預り金	39,860
その他	736	製品保証引当金	1,176
貸倒引当金	△1	その他	2,392
固定資産	287,852	固定負債	103,068
有形固定資産	46,900	社債	30,000
建物	17,741	長期借入金	62,881
構築物	694	リース債務	460
機械及び装置	10,199	資産除去債務	2,339
車両運搬具	47	関係会社事業損失引当金	6,850
工具、器具及び備品	4,916	その他	540
土地	8,297	負債合計	359,040
リース資産	565	(純資産の部)	
建設仮勘定	4,441	株主資本	334,943
無形固定資産	5,833	資本金	65,476
ソフトウェア	4,752	資本剰余金	80,712
その他	1,081	資本準備金	80,712
投資その他の資産	235,119	利益剰余金	206,151
投資有価証券	79,619	利益準備金	5,565
関係会社株式	91,163	その他利益剰余金	200,586
出資金	3	研究開発積立金	2,056
関係会社出資金	16,954	買換資産圧縮積立金	6,134
関係会社長期貸付金	4,974	圧縮積立金	3,208
前払年金費用	3,481	別途積立金	111,211
繰延税金資産	36,926	繰越利益剰余金	77,977
その他	6,245	自己株式	△17,395
貸倒引当金	△4,247	評価・換算差額等	25,259
資産合計	721,322	その他有価証券評価差額金	25,603
		繰延ヘッジ損益	△345
		新株予約権	2,079
		純資産合計	362,281
		負債純資産合計	721,322

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		348,643
売上原価		238,420
売上総利益		110,224
販売費及び一般管理費		102,622
営業利益		7,602
営業外収益		
受取利息・配当金	11,903	
その他の営業外収益	7,735	19,637
営業外費用		
支払利息	794	
その他の営業外費用	5,406	6,199
経常利益		21,040
特別利益		
固定資産売却益	2,835	
投資有価証券売却益	16,422	
関係会社株式売却益	103	19,360
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産減損損失	424	
投資有価証券売却損	343	
投資有価証券評価損	2,989	3,764
税引前当期純利益		36,636
法人税、住民税及び事業税	515	
法人税等調整額	6,789	7,304
当期純利益		29,332

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇治川雄士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎 肇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 登樹 男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇治川 雄 士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎 肇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の1第3項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会は、グループの内部統制システムが適正に整備、運用されているかに重点を置いた監査活動を展開しました。監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、監査計画に基づき選定した子会社の監査を実施し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮し、当該事業年度の監査活動は、オンライン会議システムも活用しながら実施しました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社 ニコン 監査等委員会

監査等委員 蛭田 史郎 ㊞

監査等委員 石原 邦夫 ㊞

監査等委員 山神 麻子 ㊞

常勤監査等委員 萩原 哲 ㊞

常勤監査等委員 鶴見 淳 ㊞

(注) 監査等委員 蛭田史郎、監査等委員 石原邦夫及び監査等委員 山神麻子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(ご参考) ニュース・フラッシュ

美しいボケと高い解像力を両立し、決定的な瞬間を逃さない

大口径超望遠単焦点レンズ「NIKKOR Z 400mm f/2.8 TC VR S」を発売



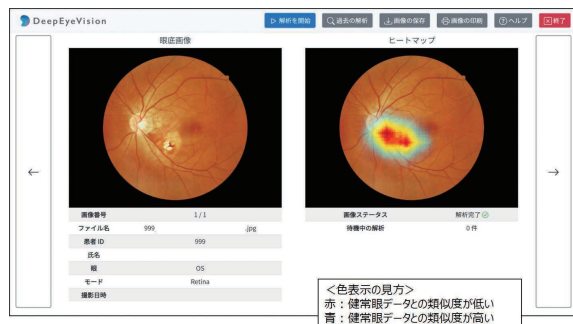
ニコン Z マウントを採用したフルサイズミラーレスカメラ対応、「S-Line」*1に属する究極の光学性能を追求するNIKKOR Z レンズ初の超望遠単焦点レンズです。開放F値2.8ならではの、立体感のある大きく美しい自然なボケと高い解像力を両立し、臨場感あふれる描写を実現します。さらに、NIKKORレンズ史上最高の反射防止効果を持つ新開発のコーティング「メソアモルファスコート」を採用。AF駆動用モーターには、新開発「シルキースウィフトVCM」*2を搭載し、高速で高精度、かつ静粛を同時に実現したAF制御が可能です。

※1 「S-Line」は、NIKKOR Z レンズにおいて設定されたグレードで、ニコン独自の設計指針と品質管理を高い基準でクリアしており、特にハイレベルな光学性能を発揮します。

※2 ニコンで独自開発したVCM(ボイスコイルモーター)とガイド機構を組み合わせた新AF駆動系アクチュエーターです。VCMとは強力な磁石がつくる強い磁界の中をコイルが往復運動するモーターです。

医療の質の向上に貢献

AIを用いた眼底カメラ用プログラムを共同開発



「DeepEyeVision for RetinaStation」の画面イメージ

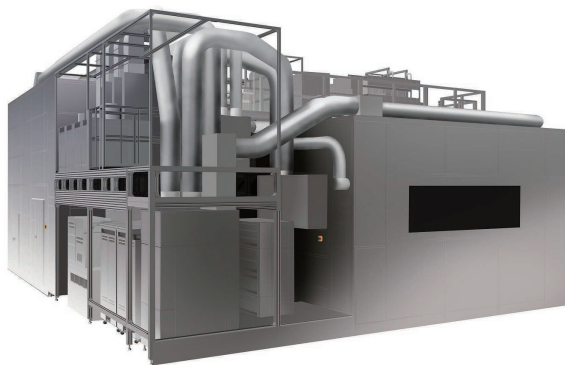
ニコンと自治医科大学発ベンチャーのDeepEyeVision株式会社は、健常眼との差異を色表示するものとしては日本初*1となる、AIの一種であるディープラーニングの技術を活用した眼底カメラ用プログラム「DeepEyeVision for RetinaStation」を共同で開発し、DeepEyeVisionが医療機器認証を取得しました。ニコンの子会社、株式会社ニコンソリューションズが販売する眼底撮影装置「RetinaStation」で撮影した眼底画像に対し、AIが解析した健常眼との差異を色表示します*2。眼科医による迅速な診断を支援し、医療の質の向上に貢献します。

※1 2022年2月8日時点の、医療機器認証済みの健常眼との差異を色表示するディープラーニングを用いた眼底カメラ用プログラムにおいて、両社調べ。

※2 本製品は眼底カメラから得られた画像情報を処理し、被験者の健康状態の診断のために使用する医療機器プログラムであり、特定の疾病や疾患を判別したり、病状の進行度などを診断したりするような用途は意図しておらず、いわゆる自動診断機能は有していません。

多様な高精細パネルの生産に対応

第8世代プレートサイズ対応のFPD露光装置「FX-88S」を発売



「FX-88S」は、高精細な中小型パネルの生産に適した「FX-68SH/68S」と、大型テレビ用パネルの生産に適した「FX-103SH/103S」で培った技術を活用して最適化しました。1.5マイクロメートル(L/S※1)の高解像度に加え、マルチレンズシステムを採用し、高い重ね合わせ精度と生産性を実現しました。

スマートデバイスやハイエンドモニター、大型テレビなどの、高付加価値なプレミアムディスプレイ向けパネルに幅広く対応し、お客様の多様なニーズに応えます。

※1 L/S: Line and Space の略

サステナブルな社会の構築への取り組み

CDP気候変動に関する調査で最高評価に3年連続で選定



ニコンは、CDPの気候変動に関する調査において、気候変動に対する取り組みとその情報開示が評価され、2019年度から3年連続となる「Aリスト」※1に2021年度も選定されました。CDPIは、環境問題に高い関心を持つ世界の機関投資家などの要請に基づき、企業や自治体に、気候変動対策、水資源保護、森林保全などの環境問題対策に関して情報開示を求め、その対策を促すことを主な活動としている非営利組織です。ニコングループは環境長期ビジョン「脱炭素社会の実現」「資源循環型社会の実現」「健康で安全な社会の実現」のもと、気候変動に対して取り組んでいきます。

※1 評価対象の企業には、9段階でスコアが付与され、最高ランクのAを獲得した企業が「Aリスト」に選定されます。

(注) 記載されている会社名及び製品名、サービス名は各社の商標または登録商標です。

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
------	--------------

期末配当金受領株主確定日	3月31日
--------------	-------

中間配当金受領株主確定日	9月30日
--------------	-------

定時株主総会	毎年6月
--------	------

単元株式の数	100株
--------	------

公告の方法	電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行います。 https://www.nikon.co.jp/ir/bp/index.htm
-------	---

株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 (連絡先) 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
------------------------	--

(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区港南一丁目9番36号
東京コンファレンスセンター品川 5階 大ホール



交通

JR線「品川駅」(港南口 (東口) より) …… 徒歩2分

UD FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。